

## 令和3年10月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和3年10月11日（月） 午前9時

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、岡牧生、林田篤、本田博士、山内秀一、森下文夫、  
森田義美、吉田二郎、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、松永雄治、  
佐藤美代子、齊藤進

農業委員欠席者： 福永哲夫

事務局出席者：藤本賢二、河原まり、永山栞

1. 開 会：藤本事務局長

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、松永雄治委員、佐藤美代子委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 15 号 農地法第3条の届出について
- (2) 議案第 16 号 農地法第4条の許可申請について
- (3) 議案第 17 号 農地法第5条の許可申請について
- (4) 議案第 18 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (5) その他

5. 閉 会

#### ○報告第15号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) それでは議事に入ります。報告第15号農地法第3条の規定による届出が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は1ページになります。3条の報告1件についてご説明をいたします。申請番号1番。所在が北甘木地区、上六嘉地区の2地区で地目は田の2筆と畑1筆の合計3筆となっております。合計の面積は5,612㎡。所有者と届出人については記載のとおりとなっております。申請事由につきましては、相続による所有権の移転です。あっせんの希望はございません。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました1件については、相続による所有権移転に伴うものです。報告のみとさせていただきます。

#### ○議案第16号 農地法第4条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第16号農地法第4条の規定による許可申請が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料2ページになります。4条の許可申請1件について、ご説明をいたしますが、ご説明の前にまず、この4条の申請については、このあと、5条の申請番号2番の案件と連動した農地に関連議題となります。説明後の審議については、5条の申請番号2番の説明後に、一括議題として4条5条一括して可否の審議をお願いいたします。それでは説明に移ります。申請番号1番です。所在は上仲間地区。農振地域外の田が1筆。面積は964㎡。申請人は記載のとおりです。申請事由につきましては、貸資材置場となっております。3ページに申請位置図と4ページをお開きください。配置・排水計画平面図を添付しております。まず、申請理由、土地の選定理由として、5条転用申請者から資材置き場として貸していただけないかとの相談があり、今回の申請に至っております。5条転用申請者からは、嘉島町おける住宅開発の需要に伴い資材置き場の確保が必要とのことでした。給水方法については、資材置き場のため給水はありません。ただし、資材置き場に伴う粉じんなどの対策として、散水用で地下ボーリングを実施される予定です。雨水は自然地下浸透ですが、オーバーフロー分を計算し、敷地中央の通路沿いに、側溝及び集水柵を新設し、図面北側の既存の町道側溝と西側水路に放流する計画となっております。生活排水、汚水は、資材置き場のため発生いたしません。事務局からは以上です。

(議長) 次に、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いいたします。

(〇〇委員) はい。9月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

(事務局長) 申請地は集落内にある農地の広がりがある10ヘクタール未満の区域内にある農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地は転用の計画がでてからは耕作されておらず、現在は休耕地となっております。申請地は、東側と西側が農地と隣接していますが、今回、両農地とも5条の転用申請をされており、一体的に資材置場として利用されるとのことから、日照、通風等、営農上の支障はないと思われます。また、貸資材置場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は5ページになります。中央検討事項に沿ってご説明いたします。まず、検討事項①番、農地の区分と転用の目的になります。地元農業委員のご説明のとおり、農地は10ヘクタール未満の区域内にある農地であるため、第2種農地になると思われます。目的は貸資材置場となります。検討事項の②番です。資力及び信用について、資金計画書と融資証明書を確認しております。特に問題はなく、許可相当であると判断をしております。④番。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性について、事業計画書にて工事の内容や工程などを確認しております。許可後は、遅れることなく、スムーズに転用が実施されると判断をしております。⑦番 計画面積等の妥当性について、先ほどの配置図のとおりでございますが、申請地の東西の農地は5条転用で資材置き場の計画です。資材置き場として必要な面積を確保されるものと判断をしております。最後、⑨番の周辺の農地等に係る営農条件への支障になりますが、東西農地は5条転用で資材置き場の計画予定です。申請地においては、隣接農地への影響はないと判断をしております。南側の隣地においては土砂流出防止に伴う、境界ブロックを設置されますので、問題はないと思われます。そのほか、地元区と高田堰改良区の排水同意、併せて、高田堰改良区からの意見書においても、問題がない旨の内容を確認しております。事業計画書には、万が一被害が生じた場合は自己にて速やかに対処されることも確認をしております。特に問題はないと思われます。よって、総合的に判断した結果、本申請は許可相当であると、思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) 地元委員と事務局から説明がありましたが、先に事務局から提案がありましたとおり、この案件は次の5条の転用案件と連動をしております。承認の議決については、5条の案件の説明後に一括して承認の賛否を取りたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。それでは、次の議題に進みます。

## ○議案第17号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請が3件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は6ページになります。農地法第5条の許可申請3件について申請番号の順にご説明をいたします。申請番号1番。所有権移転の案件です。所在は鯉地区。農振地域外の田が1筆。面積は1,193㎡です。譲渡人、譲受人については、記載のとなっております。申請事由につきましては、特定建築条件付売買予定地に伴う住宅5区画の計画です。8ページに申請の位置図。資料9ページをお開きください。設計平面図を添付しております。まず、土地の選定理由ですが、保育園や学校、医療機関、イオンモールなど生活環境が整っており、居住するのに最適であること、また、近年嘉島町における人口増に伴う住宅用地の需要などで申請地を選定されております。住宅5区画の計画です。給水方法は地下ボーリングによる給水になります。雨水は敷地南側から中央にかけて新設道路を設置されますので、敷地内新設道路沿いに設置される側溝を経由して、区域西側の水路に接続放流される計画です。生活排水と汚水は、既存の公共下水道に接続放流される計画です。事務局からは以上です。

(議長) 続きまして、地元委員であります□□委員から報告をお願いいたします。

(□□委員) 9月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地になると思われます。申請地は北側と東側が農地と隣接していますが、外周境界沿いにはブロックを設置し土砂の流出を防止し、建物は敷地境界から1メートル以上離されて建築され、また、北側農地への用水路の確保もされていることから、周辺農地への影響はないと思われます。建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしく願いし地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は10ページになります。検討事項に沿ってご説明をいたします。検討事項の①番。農地の区分と転用の目的になります。10ヘクタール以上の一団の区域内にある第1種農地と判断ができると思われます。目的は特定建築条件付売買予定地です。検討事項の②番です。資力及び信用について、資金計画書と金融機関からの融資証明書を確認しております。問題はなく、許可相当であると思われます。④番。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性について、併せて⑤番。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについてになりますが、

(事務局長) 申請者より提出いただいた、事業計画書にて許可後の工程計画を確認しております。工事期間、住宅の販売期間など問題はないと判断しております。また、開発に伴う県および町都市計画課とも事前協議をされており、許可後は遅れることなく開発行為が行われると思われます。許可相当であると判断をしております。⑦番。計画面積等の妥当性、併せて⑧番の宅地造成の妥当性についてになります。計画面積は建築基準上も問題はないと認識をしております。宅地造成においても、建築条件付きの基準を満たしていると思われます。特に問題はなく、許可相当であると判断をしております。最後、⑨番の周辺の農地等に係る営農条件への支障になります。隣接農地には境界ブロック設置し土砂流出を防止しております。住宅は敷地から1m～2m離して建築されるため、日照など問題はないと判断しております。また、地元区と改良区の排水同意、改良区の転用に係る同意、隣接農地の承諾書も確認しております。トラブルが発生した場合は自己にて速やかに対処されることも確認をしております。特に問題はないと思われます。よって、総合的に判断した結果、本申請は許可相当であると思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、地元委員と事務局から説明がありました。何かご意見ご質問ございませんでしょうか。…

無ければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) 《挙手をするもの多数あり》

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認とさせていただきます。

続きまして申請番号2番の案件について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は6ページに戻っていただきたいと思ひます。申請番号2番です。所有権移転の案件となっております。所在は上仲間地区。農振地域外の田が2筆。合計面積は1,896㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては、資材置場です。11ページに申請の位置図を添付しております。資料12ページをお開きください。配置排水計画平面図を添付しております。4条での説明と重なりますが、土地の選定理由としては、今後申請者において、嘉島町における住宅開発の計画があること、嘉島町における住宅開発の需要が多く資材置き場の確保が必要であること、近隣市町の案件もあり、資材の中継地としても活用したいとのことで申請をあげられております。給水ですが、給水はありませんが、資材置き場に伴う粉じんなどの対策として、散水用で地下ボーリングを実施予定です。雨水は自然地下浸透ですが、オーバーフロー分を計算し、敷地中央に通路を設け、通路沿いに、側溝及び集水枿を新設します。図面北側の既存の町道側溝と西側水路に放流する計画になります。

(事務局長) 生活排水、汚水は、資材置き場のため発生いたしません。事務局からは以上です。

(議長) 続きまして、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いいたします。

(〇〇委員) 9月27日に、事務局と現地を確認しましたのでその状況をご報告します。申請地は今年3月に貸駐車場として転用申請され不許可となっていた案件の場所です。申請地は、集落内にある農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にある農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。先ほど4条の申請で説明しました申請地の東側と西側の農地2筆になります。4条申請の申請地と併せて一体的に資材置き場としての計画になります。今回の申請は申請地外周を構造物で囲い土砂の流出を防止し、敷地内には側溝を設置し雨水排水は町道側溝及び水路に放流されるとのことで、周辺農地への営農上の支障はないと思われます。資材置き場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用は妥当なものと考えられます。委員の皆様のご慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は13ページをお開きください。検討事項についてご説明いたします。検討事項の①番、農地の区分と転用の目的になります。農地区分は2種農地で目的は資材置き場です。検討事項の②番。資力及び信用について、資金計画書と会社預貯金の残高証明書を確認しております。問題はないと思われます。④番。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性について、事業計画書にて工事の内容や工程などを確認しております。許可後は円滑に転用が実施されると判断をしております。⑦番。計画面積等の妥当性について、申請地3筆の農地の真ん中の田が4条申請による貸し資材置き場、その東西の農地が5条転用で資材置き場になりますが、通路を除く箇所が資材置き場になります。申請者における資材置き場として十分な面積が確保できていると判断をしております。最後、⑨番の周辺の農地等に係る営農条件への支障になりますが、隣接農地や水路等には、土砂流出防止に伴う境界ブロックを設置されますので、問題はないと思われます。その他、地元区と高田堰改良区の排水同意、併せて改良区からの転用に係る同意について、問題がない旨の内容を確認しております。また、隣接農地承諾書も確認しております。事業計画書においては、トラブルが生じた場合は速やかに対処されることも確認をしております。問題はないと思われます。よって、総合的に判断した結果、本申請は許可相当であると思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) 地元委員と事務局から説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。… 無ければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) 《挙手をするもの多数あり》

(議長) ありがとうございます。本案件は、賛成多数で承認可決といたします。続きまして、申請番号3番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は6ページに戻っていただきたいと思います。6ページ申請番号3番になります。所有権移転の案件です。所在は上島地区。農振地域外の畑が3筆。合計面積は166.02㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は個人住宅の木造2階建ての計画です。14ページに申請位置図。資料15ページをお開きください。土地利用計画平面図を添付しております。まず、申請者における土地の選定理由ですが、通勤及び居住環境に適しているとのことと申請地を選定されております。給水方法は井戸による給水になります。雨水は自然浸透および敷地東側に集水枿を設置します。また雨水の排水管も新設し、西側水路に放流する計画となっております。生活雑排水汚水は西側にあります町道既存の公共下水道に接続放流される計画です。事務局からは以上です。

(議長) 続きまして、地元委員から報告をお願いいたします。

(・・・委員) 9月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は上島集落内にある10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われま。申請地は以前、住居がありましたが、現在は休耕地となっております。申請地の南側に譲渡人の農地がありますが、譲受人が農業をされているため、将来は3条にて購入を考えていると聞いております。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は16ページをお開きください。様式中央表の検討事項に沿ってご説明をいたします。検討事項の①番。農地の区分と転用の目的になります。地元委員からも説明がありましたとおり、集落内10ヘクタール未満の未整備農地で2種農地と判断できます。目的は個人住宅です。検討事項の②番です。資力及び信用について、資金計画書と住宅ローンの事前審査結果を確認しております。問題はなく、許可相当であると思われま。④番。申請に係る用途の確実性について、と併せて⑤番。行政庁の許可、認可等の見込みについてになりますが、申請者より提出いただいた、事業計画書にて工事内容や工程を確認しております。また、県町の関係部署とも事前協議をされております。許可後は、遅れることなく、開発行為が行われると判断をしております。⑦番の計画面積等の妥当性について、居住面積においては、ご両親など含めた、家族5人暮らしとのことと。す。

(事務局長) 先ほどの平面図にも記載がありましたが、1階2階あわせた合計の床面積が

140.77㎡になります。駐車スペースや緑地など含め、計画面積などの妥当性は問題はないと判断をしております。最後、⑨番の周辺の農地等に係る営農条件への支障になりますが、周辺に影響のある農地はないと思われま  
す。また、地元区と改良区からの排水同意書も確認しております。万が一問題が生じた場合は自己責任において、速やかに対処されることも計画書にて確認をしております。特に問題はないと思われま  
す。よって、総合的に判断した結果、本申請は許可相当と思われま  
す。事務局からは以上です。

(議長) ただいま、地元委員と事務局から説明がありました。何かご意見ご質問ございませんでしょうか。… 無ければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) 《挙手をするもの多数あり》

(議長) ありがとうございます。本案件は、賛成多数で承認可決といたします。

#### ○議案第18号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用の集積計画の承認申請が1件ございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は17ページになります。申請番号1番になります。貸借権設定の案件です。所在が下仲間地区。農振農用地内の田が2筆で合計面積は3,810㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用の目的については、田の新規の設定です。借賃は物納で1筆120Kg。期間については、令和3年11月1日から令和13年10月31日となっております。事務局からの説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。…なければ、申請番号1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) 《挙手をするもの多数あり》

(議長) ありがとうございます。申請番号1番については、賛成多数で承認とさせていただきます。本日の議事案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。続きまして、その他となっております。事務局から何か…

(事務局長) はい。事務局からお知らせ等があります。タブレットによるウェブ会議になりますが、本日は今日の議題資料をタブレットで見ていただいて総会を進行いたしました。簡単な操作マニュアルを作成して来月から本格的に使用していくことをお知らせいたします。あと委員の視察研修ですが、皆さんご存じですが、県内のコロナ感染は減少しております。視察研修及び積立てによる慰安旅行について、ご意見をお願いいたします。

(◆◆委員) 研修はコロナの状況を見ながらですが、実施を希望します。

(議長) 皆さんどうでしょうか。視察研修は昨年はコロナにより中止しましたが、例年のとおり11月の実施で予定を組み、積立ての慰安旅行については、年明けの1月のコロナの状況で検討してはどうでしょうか。研修においては、県外からの受け入れ段取りは厳しいかと思しますので、県内での視察研修でどうでしょうか。

(委員) 賛成。

(議長) では、事務局にはご足労お掛けしますが、視察研修は県内で11月実施で事務局で検討をいただき、慰安旅行は年明けに持ち越しでよろしく願いいたします。

(事務局) はい。

(事務局長) あと、12月の忘年会ですが、12月10日でよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(事務局長) では、12月10日は午前総会を実施し、午後18時に忘年会で段取りをいたします。コロナの状況で中止なる場合は皆様に再度相談をいたします。事務局からは以上です。

(議長)他に、委員の皆様から何かございませんでしょうか。…何も無ければ、次の農業委員会は11月の10日の水曜日9時半からです。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和3年10月11日

会長 下 田 司

委員 松 永 雄 治

委員 佐 藤 美代子